

# 公益財団法人富山県体育協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 運営部会規約

## 第1条（設置）

公益財団法人富山県体育協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の基本規程第25条の規定により、専門部会として運営部会を設ける。

## 第2条（目的・事業内容）

運営部会は、県協議会の事業の円滑化を図るため、以下の業務を行う。

- （1）クラブ活性化に関すること
- （2）クラブ運営に有益となる研修会・講習会に関すること
- （3）事務局および拠点クラブとの連絡・協議・打合せに関すること
- （4）常任幹事会で事業における提案・報告に関すること
- （5）上記を達成するために必要と認められる事業に関すること

## 第3条（構成）

運営部会の構成は、基本規程第26条に定めるとおりとする。

## 第4条（任期）

運営部会の部長および部会員の任期は、基本規程第27条に定めるとおりとする。

## 第5条（部会長）

運営部会長は、部会員の互選により選任し、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

- 2 運営部会長は、部会の会務を総括する。

## 第6条（招集）

運営部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営部会長は、必要に応じ幹事長または常任幹事の出席を求めることができる。

## 第7条（決議）

運営部会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 当該議事につき、予め書面をもって意志を表示した部会員は出席とみなす。

## 第8条（改定）

本規約は、運営部会の審議を経て常任幹事会の議決により変更することができる。

附則 本規約は、令和4年11月1日から施行する。